新旧対照表

■業務要求水準書(総則・全体概要・設計建設業務編)

頁		項目			旧(修正前)	新(修正後)
9	第3	1	(1)	こども発達センタ	イ 65 台程度が駐車可能な屋外平面駐車場を整備	イ 60 台以上が駐車可能な屋外平面駐車場を整備
				<u></u>	すること。	すること。 ある程度は軽自動車専用区画としても良
					ウ 10 台 <u>程度</u> が駐輪可能な平置き駐輪場を整備す	<u>V</u> ' <u>。</u>
					ること。	ウ 10 台 <u>以上</u> が駐輪可能な平置き駐輪場を整備す
						ること。なお、整備にあたっては利用者の利便性を
						考慮すること。
9	第3	1	(2)	新友愛の家	オ 10 台 <u>程度</u> が駐輪可能な平置き駐輪場を…	オ 10 台 <u>以上</u> が駐輪可能な平置き駐輪場を…
31	第3	5	(2)	ア	(追加)	20 建物出入口 (000 エントランスホール、500 エ
						ントランスホール) から各センター出入口 (100相
						談センター出入り口、200 医療センター出入り口、
						300 支援センター出入り口 (利用者用)) までの間
						は、他センター内(諸室及び廊下を含む上足部分。
						 既存施設内の廊下を除く。)を経由せず行き来でき
						<u>るようにすること。</u>
32	第3	5	(2)	イ 000 エントラ	【要求水準】	【要求水準】
				ンスホール	・ <u>託児スペース (30 ㎡程度) を確保し、他のエン</u>	_(削除)
					トランスホール部分とは簡易な間仕切りで区	
					<u>画すること。</u>	
					・ 託児スペースは土足禁止とし、段差は設けず、	
					<u>靴箱(備品リスト掲載)及びベンチ(備品リス</u>	
					ト掲載)を配置すること。	
					【参考面積】	【参考面積】
0.0	<i>#</i> 0	_	(0)	7 000 1 2 /11 2	150 m ²	120 m ²
32	第3	5	(2)	イ 000-1 託児ス		【用途】 ・ 発達センター利用者の弟妹及び新友愛の家利
				ペース		用者のこどもの託児
						【要求水準】
						- - ■
						・ 原則、エントランスホール等と一体で整備する

						ものとし、簡易な間仕切りで区画すること。ただし、個別の室とすることもできる。 ・ 土足禁止とし、段差は設けず、靴箱(備品リスト掲載)及びベンチ(備品リスト掲載)を配置すること。
32	第3	5	(2)	イ 001 情報発信 スペース	・ <u>エントランスホール内に</u> 配置すること。	・ <u>できるだけ多くの施設来場者の目につく場所</u> <u>に</u> 配置すること。 <u>エントランスホール内に配置</u> する場合は、エントランスホールの面積に含め て良い
34	第3	5	(2)	ウ 101 事務室①	・ 相談センター <u>専有部分</u> への利用者の出入りが 容易に確認できるようにすること。	相談センター内への利用者の出入りが容易に 確認できるようにすること。
57	第3	5	(2)	カ(ア) 基本的事 項	1	
					d (5行目)かつ別添資料2「配膳計画」に沿って利用者及び職員の喫食が可能な施設・設備を導入すること。なお、提供食数に対して設置される機器の能力や数量が適切な安全率を考慮すること。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
					e 配膳計画を理解し、給食提供が可能となる <u>機器</u> の能力・数量となるよう配慮すること。	e 配膳計画を理解し、給食提供が可能となる <u>調理</u> 機器の能力・数量となるよう配慮すること。
					f <u>機器</u> の能力について、・・・	f <u>調理機器</u> の能力について、・・・
					h 地震時における <u>機器</u> の転倒や <u>備品</u> の飛び出し 等について、・・・	h 地震時における <u>調理設備</u> の転倒や <u>調理用消耗</u> <u>品</u> の飛び出し等について、・・・
					p 設置する <u>調理機器等</u> については、別添資料3及 び4を参照すること。	p 別添資料3及び4を参照 <u>し、調理機器を設置</u> すること。 <u>なお、別添資料4に掲載した調理用消耗品</u> の維持管理及び更新については、支援センター指定管理者が行う。

58	第3	5	(2)	カ(イ) ゾーニン グ・動線に関する 基本的事項	g 包丁、まな板、ざる及びはかりなどの <u>調理備品</u> を通じた交差汚染を防止するため、 <u>調理備品</u> は・・・ h 物(食材(加工食品含む。)・ <u>調理備品</u> ・廃棄物等)の動線が・・・ q 調理器具洗浄用と・・・	g 包丁、まな板、ざる及びはかりなどの <u>調理用消耗品</u> を通じた交差汚染を防止するため、 <u>調理用消耗品</u> は・・・ h 物(食材(加工食品含む。)・ <u>調理用消耗品</u> ・廃棄物等)の動線が・・・ q 調理用消耗品洗浄用と・・・
59	第3	5	(2)	カ(ェ) 仕上及び 設備等に関する基	h 汚染作業区域及び非汚染作業区域の天井高は、 調理設備・備品の寸法や・・・	h 汚染作業区域及び非汚染作業区域の天井高は、 調理機器の寸法や・・・
60				本的事項	w <u>機械</u>による巻き込みや負傷、・・・x <u>機器類</u>は、・・・a a 大型の調理器具は・・・	w 調理機器 による巻き込みや負傷、・・・ x 調理機器 は、・・・ a a 大型の調理機器は・・・
72	第3	5	(2)	キ 511 既存部分 トイレ	(追加)	・ 多目的トイレを除き、男女別とすること。
73	第3	5	(2)	ク 602 利用者・職 員用トイレ	(追加)	・ 多目的トイレを除き、男女別とすること。
74	第3	5	(2)	ク604 駐車場	・ <u>65 台</u> 以上が駐車可能な平面駐車場を整備 し、・・・	・ 60 台以上が駐車可能な平面駐車場を整備し、・・・
74	第3	5	(2)	ク605 駐輪場	・ 10 台 <u>分</u> の駐車スペースを確保すること。	 10 台<u>以上</u>の駐車スペースを確保すること。
82	第3	5	(3)	722 トイレ	(追加)	・ 多目的トイレを除き、男女別とすること。
82	第3	5	(3)	724 駐車場	 50 台程度が駐車できる自走式立体駐車場を整備すること。 自走式駐車場にはエレベーターを設置し、・・・ 自走式駐車場の周辺に、20 台程度が駐車可能な平面駐車場を整備し、・・・ 	 50 台<u>以上</u>が駐車できる自走式立体駐車場を整備すること。 自走式<u>立体</u>駐車場にはエレベーターを設置し、・・・ 自走式<u>立体</u>駐車場の周辺に、20 台<u>以上</u>が駐車可能な平面駐車場を整備し、・・・
82	第3	5	(3)	725 駐輪場	10 台分の駐車スペースを確保すること。	 10 台<u>以上</u>の駐車スペースを確保すること。

■資料A1 備品リスト(既存施設で利用している備品)

		項目	旧(修正前)	新(修正後)	
若葉学園	9	乗合自動車(中型バス)	今後の備品の処遇 ①	今後の備品の処遇 <u>②</u>	

■資料A2 備品リスト(新規購入分)

	項目	旧(修正前)	新(修正後)
こども発達セン	000 エントランスホー	靴箱(中棚付)_	_(削除)_
ター (新築部分)	ル	ベンチ(履き替え用)	
/共有部分	000-1 託児スペース	_(追加)	<u>サークルベンチBR</u>
			<u>サークルベンチBST</u>
			床用安全マット
			靴箱(中棚なし)
			ベンチ (履き替え用)
既存施設に配置が	507 夜間受付	<u>プリンター</u>	_(削除)_
想定される居室		<u>プリンタースタンド</u>	
新友愛の家	701 新友愛の家事務室	<u>プリンター</u>	_(削除)_
		<u>プリンタースタンド</u>	

■資料A13 設備リスト

	項目		旧(修正前)	新(修正後)
共有	000-1 託児スペース		(追加)	設定照度 (Lx) 300
				空調設備 〇

■業務要求水準書(維持管理・運営業務編)

頁	項目			頁目	旧(修正前)		新 (修正後)
21	第5	第 5 3 (1) 総合受付業務		総合受付業務	・ <u>託児室</u> を含む各施設及び有料貸出施設につい	•	<u>託児スペース</u> を含む各施設及び有料貸出施設
				施設利用案内	て、…		について、・・・

22	第5	3	(1)	総合受付業務	【業務内容】	【業務内容】
				託児スペースの運	・ 市の利用方針に基づき、 <u>託児室</u> 利用規則を・・・	・ 市の利用方針に基づき、 <u>託児スペース</u> 利用規則
				凿	<u>託児室</u>の利用について、・・・	を・・・
					<u>託児室</u>の利用について、・・・	・ <u>託児スペース</u>の利用について、・・・
						・ <u>託児スペース</u>の利用について、・・・
					【要求水準】	【要求水準】
					・ <u>託児室の利用時間内</u> は常時1名以上の人員	・ 託児スペースの利用者のいる時間帯は常時1
					を・・・	名以上の人員を・・・
22	第5	3	(1)	総合受付業務	・ 決まった期間ごとに、こども発達センター有料	・ 決まった期間ごとに、こども発達センター有料
				利用状況の集計	貸出施設、託児室利用者の・・・	貸出施設、 <u>託児スペース</u> 利用者の・・・
23	第 5	3	(1)	その他関連業務	・ 利用時間内(各エントランスが開いている時	(以下の文章を追加)
				こども発達センタ	間)は、利用者の出入りが確認できるよう総合	ただし、18時から21時までの間については、管理
				ーの開錠・施錠	受付又は夜間受付に常時1名以上の人員を配	<u>に支障のない範囲において、こども発達センターに</u>
					置すること。	人員を配置せず新友愛の家事務所に配置される人
						<u>員が兼務しても構わない。</u>

■事業契約書(案)

頁		項目		旧(修正前)	新(修正後)
41	別紙1		定義集	業務責任者	業務 <u>管理</u> 責任者

■岡崎市こども発達センター託児室利用方針

	Į	頁目		旧(修正前)	新(修正後)
標題				岡崎市こども発達センター <u>託児室</u> 利用方針	岡崎市こども発達センター <u>託児スペース</u> 利用方針
第1条			趣旨	(2行目)こども発達センター内にある <u>託児室</u> (以下	(2行目) こども発達センター内にある <u>託児スペース</u>
				「 <u>託児室</u> 」という。)の利用方針を・・・	(以下「 <u>託児スペース</u> 」という。) の利用方針を・・・
第2条			目的	<u>託児室</u> は、・・・	<u>託児スペース</u> は、・・・
第4条			利用者	<u>託児室</u> を利用できる者は、・・・	<u>託児スペース</u> を利用できる者は、・・・
第5条			利用時間	<u>託児室</u> の利用時間は、・・・	<u>託児スペース</u> の利用時間は、・・・

第6条	1	利用料金	<u>託児室</u> の利用料金は、・・・	<u>託児スペース</u> の利用料金は、・・・
第7条		選定事業者の	選定事業者は、 <u>託児室</u> を利用する者及び・・・	選定事業者は、 <u>託児スペース</u> を利用する者及び・・・
		責務		
第8条		利用規則	選定事業者は、 <u>託児室</u> の運営に関し必要な・・・	選定事業者は、 <u>託児スペース</u> の運営に関し必要な・・・